

International Charter on Geographical Education



Commission on Geographical Education

**International Geographical Union
Union Géographique Internationale**

International Charter on Geographical Education

proclaimed by

International Geographical Union
Commission Geographical Education
Washington 1992

translated into 21 languages

edited by
Hartwig Haubrich
Freiburg 1994

cosponsored by
International Geographical Union
Commission Geographical Education
and
National Geographic Society
in Washington

ISBN 3-925319-11-5

Selbstverlag des Hochschulverbandes für Geographie und ihre Didaktik e.V. (HGD),
Regensburger Str. 160, D-90478 Nürnberg/Germany

Geographiedidaktische Forschungen

herausgegeben im Auftrag des Hochschulverbandes für Geographie
und ihre Didaktik e.V. von
Hartwig Haubrich, Jürgen Nebel, Helmut Schrettenbrunner
und Arnold Schultze

Band 24

chlorine free paper

地 理 教 育 国 際 憲 章

International Charter
on
Geographical Education

国際地理学連合
地理教育委員会

1 9 9 2

中山修一 訳

© 1992 Commission on Geographical Education
International Geographical Union

委員長： Prof. Dr. Hartwig Haubrich
ハルトウィッグ・ハウブリッヒ

目 次

1. はじめに	3
2. 課題と対応	3
3. 地理学の本質と概念	4
4. 地理学の教育への貢献	6
5. 地理教育の内容及び概念	9
6. 振興のための原理と方策	1 1
7. 地理教育の研究	1 4
8. 国際協力	1 4
9. 宣言	1 5

1. はじめに : Preface

国際地理学連合・地理教育委員会は、

1. 地理教育は、現代そして未来に生きる有為でかつ活動的な市民の育成に欠くことのできない領域であることを確信する。
2. 地理は、すべての教育レベルにおいて、豊富な情報をもたらし、考える力をつけ、興味・関心を引き起こす教科であり、また、豊かな人生を送り、現代世界を理解するのに役立つと考える。
3. 今日の児童・生徒が、ますます小さくなりつつある現代世界において、経済、政治、文化、環境問題などの広い分野で、効果的な協力を確実にできるようにするため、国際的に通用する能力をますます必要としていることを痛切に感じている。
4. 地理教育は、世界のある地域で軽視されていたり、また、ある地域では、有効な構成や一貫性に欠けていたりすることを憂慮している。
5. 世界のすべての国々で、地理的教養の抜本的向上に取り組んでいる関係者を支援していくつもりである。
6. 次にあげる国際的な各種憲章や宣言の原則を支持する。

国連憲章／人権に関する世界宣言／ユネスコ憲章／国際理解、国際協力、世界平和のための教育に関するユネスコ提言／児童権利宣言／地理教育に関する多くの政府カリキュラムあるいは提言。

以上をもって、本地理教育国際憲章を世界のすべての人々に捧げたい。

2. 課題と対応 : Challenges and Responses

現代世界が直面する主要な問題の解決には、すべての世代の人々がそれらの問題に関心をもつことが求められている。次に述べる多様な問題は、地理学と深い関わりをもつと見なされる。

人口増加／食料供給と飢餓問題／都市化／社会経済的格差／非識字／貧困／失業／難民と無国籍者／人権の侵害／疾病／犯罪／性差別／人口移動／動植物の絶滅／森林破壊／土壌侵食／砂漠化／自然災害／有毒物質や核廃棄物／気候変動／大気汚染／水質汚濁／オゾンホール／限られた資源／成長の限界／土地利用／民族紛争／戦争／地域主義／国家主義／「宇宙船地球号」としての国際化。

上にあげた諸問題からもたらされる各種の紛争は、よりよい世界を築くため、すべての人々に働く希望と確信を、そして力を与えるための仕事をしている地理教育関係者に突き付けられた課題である。

一方で人間どうし、他方で人間と自然環境の間に平和と正義をもたらす努力の中で、地理教育関係者は、「人権に関する世界宣言」、とりわけ次の条項に注目する。

第25条(1) 何人も、衣食住、医療及び必要な社会的施設を含む自己及び家族の健康及び福利のために十分な生活水準を享有する権利並びに失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力に基づく他の生活不能の場合に保証を受ける権利を有する。

第26条(1) 何人も教育を受ける権利を有する。・・・

(2) 教育は、人格の完全な発展と人権及び基本的自由の尊重の強化とを目的としなければならない。教育は、すべての国及び人種又は宗教的団体の間における理解、寛容及び友好関係を増進し、且つ、平和の維持のための国際連合の活動を促進しなければならない。

人間性の問題に則していえば、教育を受ける権利とは、均衡のとれた地域的または国家的自己確立と、国際的あるいは地球的規模の協力をもたらす質の高い地理教育を受ける権利を含むものである。

3. 地理学の本質と概念 : Questions and Concepts in Geography

地理学は、場所の特質並びに人類の分布、また、地表面上に生じ、展開する諸現象の分布について説明・解釈する科学である。

地理学は、特定の場所と位置とを軸とし、人間と自然環境との関係の研究を中心的課題とする。地理学の特徴は、取り扱う学術的領域の幅の広さ、学際性、また、自然科学から人文科学にまたがる方法論の統合的採用、さらには、人類と環境との相互関係の未来の対応についての関心、などにある。

地理学者は、常に次のような問いかけを発している。

それは、どこにあるのか。

それは、どのような状態か。

それは、なぜそこにあるのか。

それは、どのように起こったのか。

それは、どのような影響をもっているのか。

それは、人間と自然環境の相互便益のために、どのように対処されるべきか。

これらの発問に対する答えを求めるには、地表上での位置、状況、関係、空間的分布、あるいは現象の相違、といった要素を調べることが必要となる。現況の説明は、歴史並びに現代の双方の資料からなされる。また、現在の特徴的傾向は、将来の発展の可能性を示す指標として理解される。

地理学研究の中心的概念は、「位置と分布」、「場所」、「人間と自然環境との相互依存関係」、「空間的相互依存作用」、「地域」、である。

1) 位置と分布

人間と場所は、この地表面においてそれぞれ異なる絶対的位置と相対的位置とを有している。これらの位置は、財と人間と情報の流れで結び合わされており、地表面上での分布とパターンを説明してくれる。また、人間と場所の位置に関する知識は、地元、地域、国家、地球上でのそれぞれの相互依存関係を理解するための前提条件となる。

2) 場所

場所は、自然的にも人文的にも多様な特徴を示す。自然的特徴に含まれるものには、地形、土壌、気候、水、植生、動物、人間生活、などがある。また、人間は、それぞれの信念や哲学にしたがい、文化、集落、社会・経済システム、あるいは生活様式などを発展させる。場所の自然的特徴に関する知識、あるいは人々の環境への関心や行為は、人間と場所の相互依存関係を理解するための基礎となる。

3) 人間と自然環境との相互依存関係

人間は、自然環境を多様に利用する。また、様々な働きかけにより、多様な文化景観を造り出す。人間は、一方で自然諸要素の影響を受けるとともに、他方で、身の周りの環境を調和の取れた景観に変えたり、ときには不調和な景観へと変化させる。つまり、空間における複雑な相互依存関係への理解が、環境計画や環境管理、あるいは環境保護にとって大変重要なものとなる。

4) 空間的相互依存作用

資源は、一般にこの地球上に不均等に分布する。資源の自給自足ができる国など存在しえない。また、場所は、資源や情報を交換するために、運輸・通信システムにより結ばれている。さらに、空間的相互依存作用に立ち入ってみると、財や情報の交換、あるいは人口移動による人々の協力を理解することにつながる。

また、空間的相互依存作用を探究することは、現代の問題を浮き彫りにしたり、地域的、国家的あるいは国際的な相互依存作用や協力関係の改善へのアイデアを提起したり、あるいは、貧困と富裕並びに人類の福祉への深い理解をもたらしてくれる。

5) 地域

ある地域は、固有の要素により特徴づけられた一定の空間的ひろがりをもつ区域である。例えば、政治的要素からみれば、国家や都市が、自然的要素では、気候や植生地帯が、さらに社会・経済的要素からは、開発の進んだ国々と低開発諸国などが区分される。地域は、空間的にも時間的にも躍動的なものである。地域は、研究のための、あるいは変貌をとげる環境としての基礎単位として取り扱うことができる。

地理学者は、地域をいろいろと異なった規模、つまり地域社会、国家、大陸、地球規模で研究の対象とする。地域のもつ統合的システムは、一つの地球的生態系の概念へと導かれる。地球システムの中の異なる地域の構造と発展過程の理解は、人々の地域的、国家的アイデンティティ及び国際的立場を明らかにするための基礎となる。

4. 地理学の教育への貢献 : The Contribution of Geography to Education

地理学は、人それぞれの教養の向上のため、また、国際的な環境教育や開発教育の関係者にも強力な用具となる。知識、理解、技能と態度形成は、教育にとって総合的な過程と捉えられようが、地理教育の目標に関しては、次のようにまとめることができる。

1) 地理学と教養

知識、理解、技能、態度・価値形成などの向上は、教育活動のすべてに関わるものであるが、これらは三つの大目標にまとめることができる。したがって、児童・生徒は、地理の学習を通し、知識、理解、技能、態度・価値形成の発達を促すことが期待される。

以下に三つの大目標別の到達目標をまとめる。

(1) 地理的知識の習得と理解の深化に関する到達目標

ア. 国家的あるいは国際的なできごとを地理的視野におき、基本的な空間的相互依存関係を理解するための位置と場所の特徴に関する知識と理解。

イ. 生態系内部のあるいは生態系間の相互依存作用を理解するための地表面の主要な自然現象（例えば、地形、土壌、水、気候、植生など）に関する知識と理解。

ウ. 場所の特質を読み取る方法（場所に対する地理的センス）を習得するための地表面の主要な社会・経済的システム（農業、集落、運輸、工業、貿易、エネルギー、人口など）に関する知識と理解。

なお、場所に対する地理的センスとは、一方では人間の諸活動に対する自然的諸営力の理解ができることであり、他方では多様な文化的価値観、信仰、技術的、経済的、政治的システムにともなう環境変化のための多様な方法を理解できることである。

エ. 人類のもつ文化遺産を尊重するのに必要な、世界の人々と社会の多様性に関する知識と理解。

オ. 日常の行動空間としての郷土や国土の構造や形成過程に関する知識と理解。

カ. 地球的規模での相互依存のための取り組みと相互依存の機会に関する知識と理解。

(2) 地理的技能の到達目標

ア. 記述的説明、計量手法、解説、写真、グラフ、表、構造図、地図などの活用。

イ. 野外観察、測量、面接調査、二次資料の分析、統計分析などの各種技法の応用。

ウ．地域社会から国際社会におよぶ様々なスケールでの、地理的課題を発見するための意思疎通、思考、実践的・社会的技能の活用。また、その効果を上げるため、児童・生徒は、次の事項を習得しなければならない。

- ①課題や論点の明確化。
- ②情報の収集と構造化。
- ③データの処理。
- ④データの解釈。
- ⑤データの評価。
- ⑥一般化。
- ⑦判定。
- ⑧意思決定。
- ⑨問題解決。
- ⑩グループでの共同活動。
- ⑪明確な態度による首尾一貫した行動。

以上の各要素を満たすことにより、地理教育は、読み書きの力、洞察力、計算能力、描画力などの向上に寄与できる。さらに、個人的あるいは社会的能力、とりわけ日常生活や国際理解のための能力の向上にも貢献できる。

(3) 態度並びに価値形成ための到達目標

- ア．身の周り、あるいは地表面の多様な自然や人間活動へ強い関心を示すこと。
- イ．一方で自然界の美しさ、他方では人々の多様な生活状態の正しい認識ができること。
- ウ．次世代のための環境並びに人間居住の質とその保全計画に関心を抱くこと。
- エ．意思決定における態度や価値観の理解が十分にできること。
- オ．私生活、職業生活、社会生活において、適切に、かつ責任をもって地理的知識と技能の応用が素早くできること。
- カ．人々の平等な権利を尊重すること。
- キ．「人権に関する世界宣言」を踏まえた上で、地域社会的、地方的、国家的、また、国際的な諸問題の解決に献身できること。

2) 地理学と国際教育、環境教育並びに開発教育

(1) 国際教育

地理教育は、「国際理解、国際強調、平和のための教育並びに基本的人権と基本的自由の保障の教育に関する提言」（第18回ユネスコ総会、1974年11月19日）に述べられているとおり、国際教育に深く関わっている。とりわけ、地理教育は、すべての国及び人種の又は宗教的団体の間における理解、寛容及び友好関係を増

進し、且つ、平和の維持のための国際連合の活動を促進するものでなければならぬ。それゆえ、次にあげる事項に留意すべきである。

- ア. 教育のすべての段階において、国際的視野と地球的規模の視点。
- イ. 国内外のすべての人々、文化、文明、価値観、生活様式、などに対する理解と尊重。
- ウ. 人々と国家のますます拡大しつつある地球的規模での相互依存関係の認識。
- エ. 他の人々と意思疎通する能力。
- オ. 権利のみにとどまらず、個人、社会的集団、国家間相互の義務の大切さの認識。
- カ. 国際的連帯と協力の必要性の理解。
- キ. 地域社会、国家さらに世界規模での問題解決に対する個人レベルの積極的な参加。

(2) 環境教育及び開発教育

1991年3月18日ジュネーブで開催された国連の環境と開発問題会議の調整委員会の報告書は、すべてのレベル及びすべての人々にとって、環境教育と開発教育が、世界の持続的発展を実現する上で極めて重要である、として次の通り述べている。

“各種の情報が理解できる教養ある人々の手に、もっと多くの知識が与えられるなら、環境破壊を著しく減少させることができ、さらに、将来の環境問題を未然に防ぐ機会は、一段と増すことになる。したがって、すべての国、とりわけ、発展途上国において、すべての教育課程のなかに、環境教育並びに開発教育を必修領域として設けることが、強く要請されなければならない。”

地理教育は、こうした提言に十分に対処できる。それには、①個々人が、自分の行動、あるいは社会全体の動きの結果について留意すること、②人々が、環境問題に適切な意思決定ができるよう、正確な情報と処理技能とを与えること、さらに、③人々の環境に対する行動を適切に導くための倫理観を確立すること、などに地理教育が十分な努力を払うことが必要である。

5. 地理教育の内容及び概念 : Content and Concepts of Geographical Education

世界各国の地理カリキュラムは、一般に地誌（地域）学習(regional studies)と系統地理学習(thematic studies)の二つの柱に分けられる。

ところで、地誌（地域）学習も系統地理学習も、ともに理論化指向を強く打ち出すことが最善の道である。児童・生徒の教育という立場から見ると、理論は現実世界を解明するために用いられる。したがって、学習過程においては、児童・生徒が、一般化や原理の適用を可能にする探求的学习方法が採用されることが必要である。

1) 地誌（地域）学習

地誌（地域）学習での地域スケールは、次から選択されよう。

ア. 地域社会

イ. わが郷土

ウ. われわれの国家

エ. われわれの大陸

オ. その他の大陸や諸国

カ. 世界

キ. 地球全体

学習地域の選択に当たっては、次の原則に留意したい。

ア. 地域の分散主義：地域の選択は、自国中心主義や自大陸中心主義にとらわれてはならない。

イ. 動機：地域は、生徒の関心度とか、問題地域の現実性に基づいて選択されるべきである。

ウ. 地域スケールのバランス：地域は、地域社会から地球全体にわたる地域スケールからバランスよく選択されるべきである。

エ. 多様性：地域の選択に際しては、比較対照の可能な場所、多様な自然的環境、バラエティーに富む人間活動、文化、社会経済システム、開発度、それに安定性などが考慮されよう。

オ. 適切性：地域は、社会生活、職業生活、私生活のための学習に役立つよう、適切に選択されるべきである。

カ. 義務：地域は、生徒が、地域社会レベルから地球的規模のスケールの開きにも行動のための責任を認識し、受け入れることがきるように選択されるべきである。

一方では、地域的あるいは国家的アイデンティティーの、また他方で、国際協力の正しい認識は、地誌（地域）学習の重要な役割であると言える。また、地誌（地域）学習は、国際化、地球主義化についての考察を求めるとともに、地域分離主義の落とし穴にはまる事のないよう留意しなければならない。

2) 系統地理学習

系統地理学習は、つねに地域に則したものでなければならない。系統地理学習は、体系重視学習、問題重視学習、構造重視学習に大別される。

(1) 体系重視学習は、自然地理学と人文地理学の2本柱の上に構成される。

ア. 自然地理分野には、次の領域が含まれる。

地形学／水文学／気候学／生物地理学／自然生態学

イ. 人文地理学分野には、次の主題が含まれる。

人口地理学／経済地理学／都市地理学／社会地理学／歴史地理学／
文化地理学／農村地理学／政治地理学／人文生態学

(2) 問題重視学習は、地理学的視点から、現代の問題解明を中心に構成される。

学習主題は、地域社会的、地域的、国家的、地球規模的なスケールから選ばれる。一般的に取り上げる学習主題として考えられるのは、次のとおりである。

環境汚染／自然災害／社会的・空間的格差／地球規模での変動／オゾン層の破壊／人口問題／都市化／世界の飢餓問題／エネルギー管理／人種、性、宗教等に基づく不平等／成長の限界／社会的・自然的・経済的な危険地域／平和と戦争／開発問題と政策／持続的発展。

(3) 構造重視学習は、自然的構造、人文的構造、生態的構造についての教授を中心に構成される。

ア. 自然的構造の学習に含まれるのは、／地形構造／土壌構造／気候システム／水文構造／生態構造／などである。

イ. 人文的構造の学習には、人間社会の社会的・文化的活動、例えば、／農業システム／工業・サービス業システム／集落システム／運輸・交易システム／社会システム／などが含まれる。

ウ. 生態的構造の学習：持続的発展のための新しい関心は、生態的構造内部での人間系と自然系との統合的視点によって学習が進められる。

3) 学習方法の選択

上記の三つの重点学習領域のうち、複合的に領域を選ぶか、あるいは一つの領域を選ぶかは、教育哲学の原理に従えばよい。いずれの方法が選ばれるにせよ、学習においては、児童・生徒に探求的方法を求めて行くものでなければならない。肝要な点は、児童・生徒が、地的空間における現在の、また、将来の問題に対し、問題解決のための地理的技能を習得できることである。こうして地理は、政治的、社会的、倫理的、個性的、人文主義的、審美的、そして環境に関わる広汎な教育の枠組みの中で、確かな役割を果たすことができる。

6. 振興のための原理と方策: Principals and Strategies for Implementation

1) 専門教師

地理は、いかなる学校においても十分に訓練を積んだ専門教師によって教授されるべきである。教師は、教育において最も重要な役割を果たすものと位置付けられる。だからこそ、また、地理の複雑さゆえにも、十分に訓練を受けた専門教師が絶対に必要なのである。

われわれの当面する課題、そして、先に述べた地理教育の目的に鑑み、地理教師は、その専門領域である地理学の学力を十分に持ち合わせているばかりか、地理教育に関しても、同様に質の高い能力を備えていなければならない。

教員養成課程あるいは現職教員研修課程を通じ、地理の教師は、次の要点の向上に積極的に取り組むことが肝要である。

(1) 知識と理解の向上に関する要点:

ア. 発展しつつある地理学の概念、対象、技能。

イ. 教育と学習に関する社会的意義。

ウ. 生徒の要望、関心、期待、権利。

エ. 生徒の学習過程（認識、感情、動機）。

オ. カリキュラムの原理。

(2) 技能の向上に関する要点:

ア. 学習、単元、コース、カリキュラムの立案。

イ. 適切な評価法の採用。

ウ. 学習体験の度合いに対応した児童・生徒の参加。

エ. 適切な教材・教具の選択と利用。

オ. 進行中の授業の評価と見直し。

(3) 価値観と態度の向上に関する要点:

ア. 教科としての地理の有効性への関心。

イ. 生徒の地理教育の成果に対する関心。

ウ. 地理教育に関する個人的あるいは専門的資質の向上への関心。

エ. すべての生徒が質の高い地理教育を平等に受ける権利に対する関心。

2) 独立重点教科

地理は、将来の発展に鑑み、初等・中等教育課程において独立教科として教授されることが望ましい。初等教育の教員は、地理教授法を習得しておくべきである。中等教育とそれ以上の学校では、地理の専門教員により授業がなされるべきである。

また、地理は、自然科学と社会科学の仲立ちをする性格をもつ。つまり、地理的

な問題関心は、地質学、水文学、生物学、歴史学、社会学、政治学、経済学、などを含む多様な学問領域と関わりをもっている。

地域によって、ある年齢や学年のカリキュラムが、総合学習的に編成されていても、地理は、この地理教育国際憲章の枠組みを採用し、カリキュラムの中心を担う工夫がなされるべきである。

3) 必修・一貫コース

すべての生徒が、複数の年度にわたり地理学習を継続的に受けることが肝要である。そうすれば、一般的教育成果の中での地理の貢献、あるいは生徒の個人的または社会的生活を満足させることに対する地理学習の貢献度を高めることができる。

4) 時間配当

地理は、カリキュラムの中で、他の重点教科と遜色のない時間配当が工夫されるべきである。時間割では、課題作業や野外学習を行うため、通常より長い時間を設けるなどして、年間を通じて地理を設けることが望ましい。

これらの配慮により、教師は、児童・生徒が直面する現在の、又は将来の課題に対し、彼らが十分に対応できる能力を教授する義務を果たすことができる。

5) 教材・教具

もし、生徒に現実観あふれる地球のイメージを習得させようとするれば、伝統的または現代的を問わず、高品質の教材・教具の使用は欠かせない。地理が、経費のかからない教科と見なされてはならない。

世界の地理教育者は、経費不足の国々に対し、高品質の教材・教具が手に入るよう、援助すべきである。

6) すべての人々に地理を

地理は、あらゆる人々のための教育に重要な意義をもっている。カリキュラム立案者は、教育の発展に伴って変化する生徒の要望はもちろんのこと、特殊な要望にも答えるべく十分な注意を払わなければならない。

地理教育の多くの視点は、すべての学年レベルに共通するものであるが、重点の置かれ方は、初等教育、中等教育とそれぞれ異なろうし、さらに高等教育では、職業教育、成人教育、現職教育などの領域ごとにも変化しよう。

7) 初等教育

幼い子供たちは、身のまわりの新しい発見に結び付くような作業学習を好む。彼らは、又、新しい経験の受入れに積極的である。それゆえに、異なる文化・生活様式・場所などの教授は、初等教育の時期から始めてしかるべきであると考ええる。そうすれば、地理教育は、次に述べる「児童権利宣言」の基本的理念にも寄与できる。

すなわち、「児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自

由と尊厳の状態のもとで身体的、知能的、道徳的、精神のおよび社会的に成長することができるための機会および便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。」

8) 中等教育

子供たちは成長するにつれ、抽象的思考力を向上させる。また、現実の経験は、いっそう抽象的な情報の多様な利用により議論されることになる。したがって、将来の地球社会に対する関心を深めるには、知識と行動の離反を避け、環境の認識、地域的・国家的課題への参加、多文化的・国際協力の促進等を強調して行くことが必要である。

9) 高等教育

高等教育を受けた多くの人々は、国家的あるいは国際的な視点、さらに環境認識能力を必要とする社会において、意思決定の重要な鍵を握る場合が多い。彼らの専攻する学問領域がなんであれ、高等教育のすべてのコースにおいて、卒業生が地理的教養を習得できるよう地理の学習課程を開設すべきである。このことは、教員を目指す学生には、とりわけ重要である。

また、地理教師が、第2外国語の能力を習得することは、大変に有益である。

10) 成人教育とコミュニティー学習

地理的理解は、日常生活を送るすべての人々にとって大事なものである。労働者、経営者、消費者、そして市民として、人々は自らの意思決定が国際的にも身の周りの環境にも大きな影響を与えることを理解しなければならない。このことによってのみ、国際協力、持続的発展、さらに適切な世界秩序の構築が達成されるであろう。

こうした理解の継続的発展は、地理的センスの教育を職業教育、成人教育、現職教育などに含めることで達成されるものと考えている。

7. 地理教育の研究 : Research in Geographical Education

地理教育の研究は、初等教育、中等教育、高等教育、職業教育、成人教育の各分野における、地理の教授と学習の改善を指向するものである。さらに、教授並びに学習理論の一般的発展にも寄与することである。したがって、地理教育研究の成果を上げるには、基礎的研究と応用的研究の双方が必要である。

1) 基礎的研究は、地理教育の基礎的理論の開発に関わるものである。そこでは児童・生徒の空間認識の発展、環境認識、人間と場所、それに関係する問題への態度、などについての基本的側面の研究を行う。

2) 応用的研究は、地理教授法の開発と評価、新しい情報機器、環境・開発教育、多文化教育、さらには、地球規模的問題学習などの領域における教材の開発など、地理教育の応用的分野が研究対象とされる。また、研究課題や研究計画の選択に当たっては、研究者や教師はもちろん、教育行政担当者も含め、密接な協力関係が必要となる。さらに、応用的研究に基づく成果は、教育現場への適切な導入を促進するため、効果的な普及策が図られなければならない。

3) 研究方法：研究は、地理教育のすべての段階で重要な意義をもつ。実証的研究は、主として高等教育レベルで行われる。また、学習活動に関する研究は、教授方略、授業課程、並びに教材などの開発と評価に関し、すべての教師に役立つ成果を上げるものである。そこでは極めて多様な定性的あるいは定量的方法が採用されることになる。その中には、行動研究、実証的研究、解釈的研究などが含まれる。

なお、研究方法の選択は、研究主題あるいは研究課題の内容により異なることはもちろんである。

8. 国際協力 : International Cooperation

地理教育は、国際的視野の育成にとりわけ重要な役割を果たす。国際協力を促進するに際し、地理教育関係者は、双務的であれ、多極的であれ、義務教育、中等教育並びに高等教育を含むすべての教育レベルにおける教育経験の交換、教材の交換、カリキュラム開発、教授学、評価法、教育原理などに関する研究成果の交換を促進するためにヘルシンキ協定の提言を尊重すべきであろう。

すべての国の地理教師並びに地理教育関係者は、国際地理学連合・地理教育委員会の活動、あるいは地理学または教育学関連の多くの国際的研究機関や研究プロジェクトを通して、上に述べた国際交流事業を積極的に促進すべきである。現在、活動中のおもな関係国際機関やプロジェクトは、巻末資料 A に掲げてある。

9. 宣言 : Proclamation

本憲章は、国際地理学連合・地理教育委員会により原案が作成され、世界の地理教育関係者により検討が加えられ、1992年8月ワシントンで開催された第27回国際地理学会議の際、国際地理学連合理事会において承認されたものである。

したがって、国際地理学連合・地理教育委員会は、本憲章を世界のすべての政府関係機関と全世界の人々に向かって宣言するとともに、本憲章に盛られた地理教育の原理、内容、方法が、世界各国の地理教育の健全な発展のための基礎として採用されることを要請したい。

署 名

ハルトウィッグ・ハウブリッヒ (Prof. Dr. Hartwig Haubrich)

国際地理学会・地理教育委員会委員長

〒D-79117

ドイツ連邦共和国フライブルグ市

クンゼンベルグ 21

フライブルグ教育大学

